

ガバナンス

関西ティーイーケイ(株)は、社会から信頼され期待される企業であるために、公正で効率的なガバナンス体制を整備し、誠実な企業姿勢を追求し続けるとともに、経営トップ主導のもと、全社を挙げてさまざまな活動を実施し、社員一人ひとりの企業倫理・法令遵守の意識高揚を図っています。また、リスクをコントロールしつつ成長機会を確実に捉えています。

企業統治と経営の透明性

関西ティーイーケイ(株)は、企業が果たすべき社会的な責任の一環として、経営システムや制度を常に見直し、内部統制の強化、適時適切な情報開示に努めます。

CSRロードマップ目標

- 1 経営の透明性を強化し、ステークホルダーの意見を経営に反映させつつ、説明責任を果たします
- 2 CSRマネジメントシステムを整備し、CSR教育の拡大等を通じてCSR活動を活性化します

マネジメント

東レグループは、草創期より「会社は社会に貢献することに存在意義がある」という思想を経営の基軸に置き、経営理念という形でこの思想を受け継いでいます。

東レグループの経営理念は、「企業理念」「経営基本方針」「企業行動指針」として体系化されており、「経営基本方針」に「誠実で信頼に応える経営」を行うことを明記し、「企業行動指針」の中で「高い倫理観と強い責任感をもって公正に行動し経営の透明性を維持して社会の信頼と期待に応える」ことを定めています。

東レグループは、ガバナンス体制の構築にあたり、こうした理念を具現化していくことを基本的な考え方としています。

■ 経営体制

関西ティーイーケイ(株)の取締役会は取締役10名で構成しています。なお、より幅広い視点から外部の意見を経営に反映させることを目的に、非常勤取締役として、出資者である東レエンジニアリング(株)より2名、東洋電機(株)より1名を選任しています。

また、関西ティーイーケイ(株)は非公開会社であり、監査役は1名(非常勤、親会社の東レエンジニアリング(株))で、会社法の規定により、監査の範囲が会計に限定されていることもあり、毎年、東レエンジニアリング(株)の業務監査の一環として、同社監査役の関係会社ヒアリングが実施され、業務執行の適切性を確保しています。

効率的なガバナンスのため、意思決定の規程として「トップ・マネジメント決定権限規程」を定め、取締役会、社長、本部長・部門長などに留保される権限事項を規定しているほか、重要経営テーマごとに設けた全社委員会(P.9組織図参照)により経営執行を補完しています。

VOICE



非常勤取締役
東レエンジニアリング(株)
理事・プラント事業部長
おおつぼ のぶみつ
大坪 伸光 氏

2016年6月に当社の非常勤取締役に選任されました。事業方針の第一に「CSRを基本とした企業経営」を掲げており、事業拡大とCSRの車の両輪をうまく連動させた会社だと感じています。東レグループ国内関係会社として先駆的なCSRレポートの発行にも大変感心させられました。世間では、偽装問題などCSR違反の事件が止まることを知らないのも事実です。これでは多

方面の関係者から信頼を得ることは出来ませんし、事業経営も危ういです。私の役目は、東レエンジニアリンググループとしてプラント事業の拡大を図るということで、当社メンバーとも一体になって実行していますが、常にCSR最優先での取り組みを念頭に置いています。

当社にとってお客様のみならず多種多様なステークホルダーの立場を考え、CSRに反することなく事業拡大を推進していきます。今後ともご支援よろしく申し上げます。

■ 業務の適切性と透明性の確保

関西ティーイーケイ(株)は、業務を適切に進めるため「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、法令遵守、効率的な職務執行、情報の保存・管理、損失の危険の管理などに万全を期してまいります。

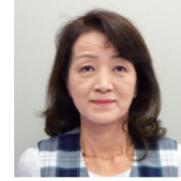
■ 従業員代表との意見交換

役員・職場代表との懇談会開催回数

2016年度目標 年6回 ⇒ 実績 年6回

関西ティーイーケイ(株)は、「従業員代表制」を採っており、年2回、全社職場代表協議会を開催し、社長、本部長・部門長と各部門の職場代表が参加して、経営情報などの開示を行うとともに職場代表との意見交換を継続して実施しています。労使間の問題解決にあたっては、個別の労使協議や四半期に1回開催する事業場(所)職場代表協議会の場で行っています。

VOICE



職場代表
愛媛事業所 総務課
はなだ ちえこ
花田 千恵子

愛媛事業所の各職場から選出された職場代表を統括する立場である「愛媛事業所従業員代表」を務めています。愛媛事業所は1999年に開所しましたが、開所当時は従業員数約75人でしたが、現在は倍の約150人に成長しています。平均年齢は43歳で年齢層は様々ですが、労使共々CSRを基本とし秩序ある職場づくりを目指して活動しています。また多様化する労働環境の変化に対応するべく、滋賀事業場、北陸事業所とも連携し全従業員が「関西ティーイーケイ(株)で働いて良かった」と思えるように励んでいます。

CSRの推進とCSR教育の充実

東レグループのCSR活動は、現場での実践を重視した独自の全員参加型活動の特徴としています。10項目のCSRガイドラインごとに各職場がそれぞれの実情に応じた具体的な目標を掲げ、継続的に取り組んでいます。

■ 関西ティーイーケイ(株)のCSR推進体制

関西ティーイーケイ(株)では、法令遵守と企業倫理の徹底は経営の基本であるとの認識のもと、東レエンジニアリング(株)の全社委員会である「倫理委員会」、「CSR・法令遵守委員会」に社長が委員として参加するほか、当社独自に全社委員会の一つとして「倫理委員会」を設置し、その下部委員会として「中央・人権安全衛生委員会」、「輸出管理委員会」および「製品安全・品質保証委員会」を設けています。(P.5図3参照)

■ CSRに関する社内教育

CSR全社教育の実施(完/未完)

2016年度目標 完 ⇒ 実績 完(実施)

関西ティーイーケイ(株)は、2016年度は一人ひとりにCSRに対する意識を強く持ってもらうため『CSRレポート2016』を全従業員に配付し、熟読のうえアンケートの提出を求めました。また、CSR啓発DVD「不正を許さない職場づくり」を全部署で視聴し、感想文を提出させることによりCSR意識の高揚を図りました。さらに、東レ(株)各事業場・工場で開催のCSR教育にも継続的に参加しています。

■ CSRセミナー開催

2017年1月27日、東レ(株)CSR推進室の牛島聡主席部員と村上幸治氏を講師とし、CSRセミナーを開催しました。

「CSRとは、経営と社会を両立していくことで持続可能な発展を目指すこと。すなわち、企業は公的な存在であり、本業を通じて社会との両立を図ることが持続的な経営の鍵となる。また、自社でCSRを行うだけでなく、範囲を広げて様々なステークホルダーとのよりよい信頼関係を構築していくことも問われており、例えば、サプライチェーンも含めた全体でのCSRを行うことが必要となっている。どうやって社員のモチベーションを維持・向上させるかなど課題は多いが、東レグループは『CSRは経営理念の実現そのもの』という考えで、CSR活動を促進していきます」という講師の熱い思いをセミナー参加者全員(135人)が共有しました。



■ 不正を許さない職場づくりへの取り組み

不正が起こりやすい職場環境の要因としては「過度のプレッシャー」「相談できない雰囲気」「同僚への無関心」があります。また、不正を起こしやすくする3要素としては「動機」「機会・環境」「正当化」があるとされています。

自分たちの周りに起こりうるかもしれない「不正」の芽を早期に見つけること、不正をさせないコミュニケーションなど、実際

のトラブル事例に基づいた内容のDVDを持ち回りで全従業員が視聴することにより不正に対する感受性を高めました。



DVD視聴

企業倫理と法令遵守

関西ティーイーケイ(株)は、社会からの信頼を獲得すべく、すべての役員と社員が常に公正さと高い倫理観、責任感を持ち、法令遵守の意識に基づいた行動を徹底しています。

CSRロードマップ目標

- ① 重大な法令・通達違反の件数ゼロを達成します
- ② 各国・地域の事情に合わせたコンプライアンス活動を推進します
- ③ 企業倫理・法令遵守に関する啓発・教育活動を強化します

マネジメント

東レグループは、企業経営には法令や社会規範を遵守することが不可欠であると認識しており、企業倫理・法令遵守に経営トップ自らが明確な姿勢を示し、その主導のもとグループ全社を挙げて取り組んでいます。

■ 企業倫理・法令遵守推進体制 (P.5図3参照)

関西ティーイーケイ(株)は、全社委員会として社長を委員長とする「倫理委員会」を設置し、別に定める倫理規程*の内容・疑義の審議および全社危機管理を統括する体制とし、労使一体となって取り組みを推進しています。

*倫理規程: 当社が健全かつ社会的に責任のある企業活動を遂行するために、当社のすべての役員・理事および社員全員が遵守すべき倫理基準について定めたもの

法令違反の防止

重大な法令・通達違反件数

2016年度 目標 0件 ⇒ 実績 1件

■ 2016年度の違反報告

会社倉庫から物品(予備品)を盗み出し窃盗容疑で逮捕され

た当社社員を2016年11月に懲戒解雇しました。当社から逮捕者を出してしまったことを深く反省し、当社従業員全員に対し社長から「CSRに関する緊急メッセージ」を伝えるとともに、不正のトライアングル(「動機」-「機会」-「正当化」)を遮断し、決して不正に手を染めることのないよう一人ひとりが高い企業倫理・法令遵守意識をもつよう改めて指示しました。今後とも各職場でのコミュニケーションの充実を図るとともに再発防止へ計画的・継続的に教育を実施していきます。

■ 一人ひとりが企業倫理・法令遵守を尊重する 企業風土の醸成

東レグループは、企業倫理・法令遵守に関する各種教育活動・啓発活動などを定期的実施し、社員一人ひとりに至るまで企業倫理・法令遵守の徹底を図っています。

■ 企業倫理・法令遵守行動規範

「企業倫理・法令遵守行動規範」(P.3参照)は、国の内外を問わずあらゆる企業活動において、東レグループのすべての役員・社員が遵守すべき行動規準です。違反行為は、賞罰委員会への諮問を経て厳正に処分され、また万一このような事態が発生した場合には、徹底的な原因究明を行い、再発防止策を実行します。

関西ティーイーケイ(株)では、この行動規範と詳細な留意事項などをまとめた東レエンジニアリンググループの「企業倫理の遵守のために」をすべての役員・社員(嘱託、パート、派遣を含む)に配付し、周知徹底を図っています。

VOICE



東レエンジニアリング(株) 法務室長
しまみつ かつとし
島松 克年 氏

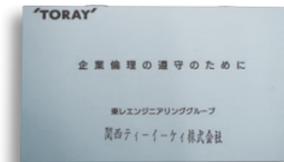
企業経営の優先課題として「CSR・企業倫理・法令遵守」に取り組んでいる企業であっても不祥事が発生しています。これら不祥事が、故意ではなく、知らなかった、大事になるとは思わなかったなど、意図的ではない些細なことが発端だったとしても、ごまかしたり、後回しにした結果、重大事件に発展したとすれば、会社にとっても個人にとっても非常に悲しいことです。

重大事件に発展させないためには早期に不祥事の芽を見つけ対処することが求められます。いつもと違う「何か」を察知し、人が誤った行動を起こす前の「兆候」を見逃さない感性や環境の醸成を期待します。

企業倫理の遵守のために

2016年4月改訂

1. 法令および社内諸規則等に違反しない。
2. 公私の区別を明確にし、正当な会社資産の運用を行い、個人の利益追求は行わない。
3. 常に健全な営業姿勢、態度を明確にする。
4. 公正かつ合理的な基準で取引先を選定し、自主責任経営を尊重する。
5. 業務を通じて知り得た情報の漏洩、不正な利用は、絶対に行わない。
6. 知的財産権の確保・維持をはかる。
7. 製造物責任や労働安全衛生を意識し、お客様、職場の仲間および自らに対する安全性の確保を最優先にはかる。
8. 環境に関する法令を遵守し、環境保護に留意した健全な事業運営をはかる。
9. 基本的人権を尊重し、あらゆる差別、ハラスメントを排除する。
10. 地域社会との融和に努め、政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。
11. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断する。
12. 公正かつ自由な競争の促進を意識し、不公正な取引は行わず、関与もしない。
13. 個人情報の有用性に配慮するとともに、個人の権利・利益の保護に努める。



「企業倫理の遵守のために」の読み合わせ

■ 企業倫理・法令遵守教育の取り組み

企業倫理・法令遵守e-ラーニングの実施(完/未完)

2016年度 目標 完 ⇒ 実績 完

重要法令の情報発信・教育の実施回数

2016年度 目標 4回以上 ⇒ 実績 10回

2012年度から、東レエンジニアリンググループとしての取り組みのなかで、当社の全社員(嘱託、パート、派遣を含む)を対象に「企業倫理・法令遵守e-ラーニング」を実施しています。2016年度は独占禁止法をテーマに取り上げ、事例学習を通じて改めて日々の行動において遵守すべき事項を学びました。さらに、東レ(株)にて発信している業務に密接に関連する日本および海外の重要な法律情報により、法令遵守の意識付けを行っています。

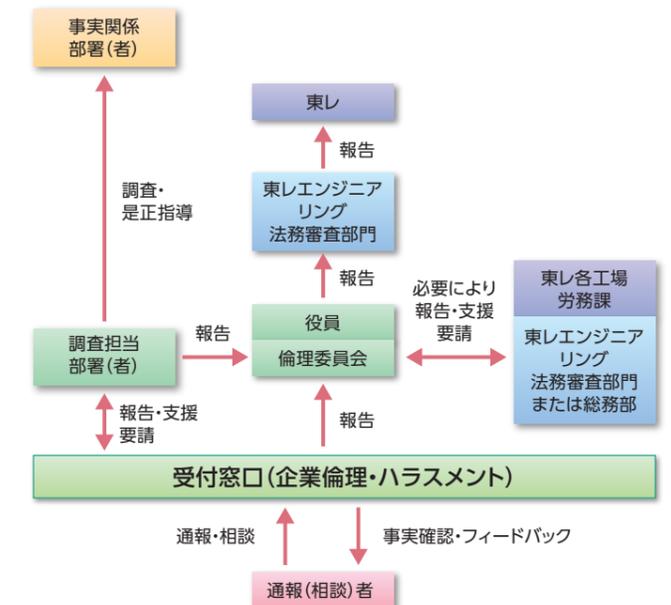
■ 内部通報制度の整備と運用

企業倫理・法令遵守に反する行為は、まず上司に相談することとしており、自浄機能を重視しています。それが難しい場合の通報・相談ルート(図4参照)として、各部門ならびに職場代表に通報・相談窓口を設置しているほか、企業倫理DBによる通報・相談受付、さらに各事業場(所)に自由に投函できる投書箱を設置しています。また、東レグループの内部通報制度「企業倫理・法令遵守ヘルプライン」への当社従業員などからの通報も可能となるよう、現在準備を進めています(2017年4月までに導入予定)。

これらの運用にあたっては、受付窓口担当者に対し通報・相談受付時の対応指針を徹底し、通報・相談者の秘密厳守など適切な対応を行っています。また、通報・相談した社員に対する不利益な取り扱いの禁止や、不正の利益を得る目的での通報に対して懲戒処分を行うことを就業規則にも明記しています。

2016年度は、内部通報制度の利用者はありませんでした。

図4 企業倫理・法令遵守の通報・相談ルート



安全保障貿易管理の徹底

■ 教育の徹底

安全保障貿易管理を確実に遂行するには、社員の意識向上と、必要な知識や管理手順の教育および徹底が不可欠です。

関西ティーイーケイ(株)では、社員の実務能力のレベルアップ、改善すべき課題への対応強化を図るため、必要な実務能力の水準を認定する「安全保障輸出管理実務能力認定試験」(一財)安全保障貿易情報センター主催)の受験を計画的に推進しています。2016年度の合格者は3人でした。

また、関西ティーイーケイ(株)では、経済産業省主催や東レ(株)・東レエンジニアリング(株)が主催する安全保障貿易管理説明会にも積極的に参加し、最新情報の収集に努めています。

■ ベストプラクティスの実践

関西ティーイーケイ(株)は、安全保障貿易管理への取り組みとして、「国際社会の平和および安全の維持」を目的とした輸出管理を適切に実施するため、あらゆる製品、機器・資材、サンプルの輸出、技術の外国への提供などを対象として該非判定を実施しています。特に炭素繊維およびその複合材料、半導体用コーティング剤、水処理膜など、輸出の際に経済産業大臣の許可を必要とするリスト規制品目については、厳格な管理を行っています。

社長が委員長を務める輸出管理委員会を定期的に開催し安全保障貿易管理強化に努めるとともに、毎年の社内監査および

親会社の東レエンジニアリング(株)法務審査部門による監査で、自主管理レベルの維持向上を図り、リスク管理強化に取り組んでいます。

独占禁止法および海外贈賄規制の遵守

■ 教育と周知徹底

関西ティーイーケイ(株)は、各国の独占禁止法の遵守徹底を図るために、東レ(株)にて作成の「独占禁止法遵守プログラム(2011年9月作成)」 「独占禁止法レッドカード(2011年9月作成)」に基づき、周知徹底を図っています。

また、各国の贈賄規制の遵守徹底を図るために、「接待・贈答に関する自主基準」を制定(2014年12月)・運用しています。

個人情報保護

関西ティーイーケイ(株)では、お客様や社員などの個人情報を安全に管理し、適切に取り扱うため「個人情報管理規程(2016年2月「マイナンバー制度」への対応を織り込み改訂)」を定め運用しています。

個人情報の流出は2016年度末までありません。

リスクマネジメント

関西ティーイーケイ(株)は、情報セキュリティを含む全社リスクの管理体制を強化しています。また、不測の事態が発生した際にも迅速な対応と的確な情報開示が可能なシステムを構築しています。

CSRロードマップ目標

- 1 全社リスクマネジメント活動を強化し、リスクを確実に低減させます
- 2 大規模地震、新型インフルエンザに対するBCP*を整備し、適切に運用します
- 3 情報セキュリティ対策を徹底し、インシデント件数を減少させます

*BCP: Business Continuity Plan(事業継続計画)の略

マネジメント

東レグループは、リスクマネジメントを企業経営の根幹として捉え、定期的に経営活動に潜在するリスクを特定し、リスクの

低減と発生の未然防止に努めています。

関西ティーイーケイ(株)においても、重大な危機が発生した時の、被害拡大防止と早期復旧のための全社危機即応体制について「危機管理規程」(2011年8月改訂)に定めています。

リスクマネジメントの体制と取り組み状況

全社リスクマネジメントの体制設置(完/未完)

2016年度 目標 完 ⇒ 実績 完

■ リスクマネジメントの体制

東レグループでは全体的なリスク評価を行い、経営に及ぼす影響の大きさに応じて優先的に対応すべきリスクを特定し、その低減に向けてPDCAサイクルをまわしています。

関西ティーイーケイ(株)の、平常時におけるリスク管理はラインでの実施を基本とし、倫理委員会がこれを統括する体制としています。倫理委員会は、平常時のリスク管理状況について、適切な指導を行うとともに、必要により全社的な施策ならびに教育・研修などについて企画・立案し、倫理委員会に諮って推進します。

各部門は、部門長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、部門の平常時のリスク管理を行います。部門に潜在するリスクについて、計画的にリスクの低減、未然防止、早期発見ならびに危機発生時の対応訓練などに努めます。また、倫理委員会の方針・指示に従ってリスク管理を実施し、必要な場合、倫理委員会に提案・報告します。

■ 情報漏洩リスク対策

情報セキュリティ関連インシデント発生件数

2016年度 目標 5件以下 ⇒ 実績 3件

■ 情報管理の基本方針 2016年2月改訂

関西ティーイーケイ(株)は、お客様ならびにお取引先の情報をはじめとして、保護すべき情報を適正に管理するため、「情報管理基本方針(2016年2月改訂)」を定めています。当社役員(取締役・監査役)および正社員のみならず、当社内において当社の監督管理を受けて業務に従事しているすべての者(嘱託・パート社員・派遣社員など)は、関連する法令および社内規定を遵守し、以下の基本方針のもと、情報管理に関する意識を高めて当社が保有する情報を適正に取り扱っています。

<基本方針> 2016年2月改訂

- ①当社は、情報管理について「秘密情報管理規程(2016年2月「マイナンバー制度」対応を織り込み改訂)」をはじめ、情報管理を徹底するための諸規定を定め、全社一元的に管理する体制を構築します。
- ②当社は、保護すべき情報については、各部門ごとに情報管理責任者を特定し、定期的な状況把握・フォローに努めます。
- ③当社は、従事者に対し情報管理を周知徹底させるため、計画的な教育・研修を行うとともに、啓発に必要な措置を講じていきます。
- ④当社は、情報管理の状況を定期的にモニタリングや監視を実施する一方、情報管理基本方針、体制および関連する諸規定の評価と見直しを実施し、常に社会のニーズに適応した適正な情報管理に努めます。

■ マイナンバー制度導入への対応

2015年10月に施行されたマイナンバー法(略称)に対応するため、当社でも社員・扶養家族のマイナンバーの収集を実施しました。特定部署の許可された特定者のみがデータ閲覧可能とし、厳重に管理するようにしています。

■ 電子情報セキュリティ対策

関西ティーイーケイ(株)は、情報セキュリティ対策として基本ルールを定めた「東レグループ電子情報セキュリティガイドライン」(2003年9月発行)および具体的な対策内容を盛り込んだ「東レグループ電子情報セキュリティ対策指針」に基づき、電子情報セキュリティ対策を確実に実施しています。具体的には、当該指針に基づいて、①セキュリティ対策ルールの整備、②記録媒体管理台帳の逐次更新、③記録媒体の定期的実査(2回/年)などを行い、電子情報セキュリティ事件・事故の未然防止を図り、すべてのステークホルダーに関する情報の漏えい防止に積極的に取り組んでいます。

最近ランサムウェアによる被害が報道されており、企業の事業継続性に大きな影響を与えることも懸念されます。感染経路は主にメールの添付ファイルであり、①セキュリティソフトを更新し、OSやソフトウェアを最新の状態に保つ、②心当たりのないメールに添付されたファイルは、開く前に送信者に確認する、③重要なファイルは定期的にバックアップし、装置・媒体はPCと常時接続しないことを実施または啓発しています。さらに、従業員全員に注意を促すために標的型攻撃メール対策訓練を実施しています。2016年度はランサムウェアによる被害は発生していません。

VOICE



法務審査室

みかづき
三ヶ月 いつ子

世界の各地で紛争や戦争が勃発しており、ハイテク先進国である日本の製品や技術がそのような国で軍事転用されることを防止するため、安全保障貿易管理に取り組むことの重要性が年々高まりつつあります。

当社においても厳格な輸出管理を行っていますが、該非判定件数は増加傾向にあり、2015年度は57件、2016年度は106件になります。該非判定は労力を費やす作業ですで大変ですが、ひとつ間違えると企業の信用を失墜してしまうダメージを受けます。法務審査室では定期的に勉強会を実施し、担当者のレベルアップに努めています。

どんな軽微な内容でも社内の方には気軽に相談していただける輸出管理/法務審査の担当者を目指します。

■ サプライチェーンにおけるリスク対策

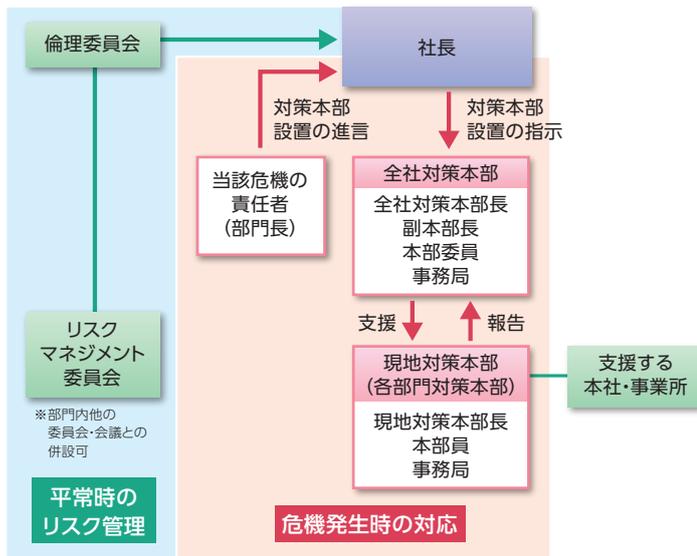
東レグループでは、すべての製品について「紛争鉱物*」の使用状況を確認し、データの一元管理によりお客様からの調査依頼に対する迅速かつ効率的な回答に努めています。

*紛争鉱物： 金、スズ、タンタル、タングステンの4鉱物。紛争鉱物を使用する製造者に対して内容を公開・報告義務を課すことにより、コンゴ民主共和国の武装集団への資金源を絶つことを目的としています

■ クライシスマネジメントの体制

関西ティーイーケイ(株)では、「危機管理規程」で、平常時におけるリスク管理体制と重大な危機(クライシス)が発生した場合の全社対応の基本原則を明確に定めており、危機発生時にはその運用を徹底しています。また適宜、同規程の見直しを行い、社会環境の変化により発現する新たなリスクに備えています。

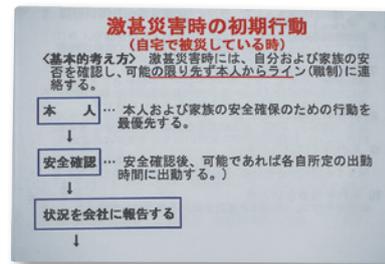
図5 全社危機即応体制



対応などポイントを記載した「激甚災害時の初期行動(カード)」(図6)を配付し、常時携帯を義務付けています。また、安否確認システムを2014年11月に導入し、定期的に訓練を実施しています。

さらに、大規模地震発生時の対応要領を策定し、本社および各事業場(所)における重要業務の事業継続計画を含めた「大規模地震発生時の事業継続計画」を策定し、運用を開始しています。今後は、対応計画に沿った訓練を計画的に実施し、内容・実施要領を浸透させるとともに、対応計画の不備を洗い出し、継続的にブラッシュアップしていきます。

図6 激甚災害時の初期行動(カード)



緊急時対応マニュアル(個人用)	場所別避難方法
<p>1.勤務時間内の初期行動</p> <p>(1)人身災害 A.被災した場合、大声で周囲に知らせる。 B.発見者は近くの3者(リーダーが望ましい)に連絡する。同時に被災者に対する応急処置をする。</p> <p>(2)火災・爆発 A.発見者は大声で周囲に連絡し、また火災報知器を押す。 B.消火器による初期消火に努める。 C.大規模な火災や爆発事故の場合、連絡・避難を優先する。</p> <p>(3)地震 A.机の下、柱の間、窓枠から離れた場所へ一時避難する。 B.作業を中断する時、電源を切り、パソコンの元栓を締め、一時避難場所へ集合する。</p> <p>(4)ガス発生 A.ガス・液漏れ等を発見した場合、大声で周囲に知らせる。 B.液漏れを最小限におさえる処置をとる(リルブを締める)</p> <p>2.勤務時間外の初期行動</p> <p>(1)各人が自宅や路上で大震災に遭遇した場合、添付「場所別避難方法」により、各自の安全を確保する。 (2)各自安全を確保した後、状況を速報システムまたは関係者に連絡すること。(連絡先カードを常時携帯すること)</p> <p>3.防災活動、防衛活動(リーダーの指示指導致り行動する)</p> <p>(1)ケガ人が被災者を救出する。 (2)ケガ人が被災者の応急処置をする。(止血、人工呼吸、他) (3)排煙器を起動する。 (4)被災者を集めて、避難場所集合後、点呼をとり安否を確認する。 (5)避難により、二次避難場所へ移動する。 (6)被災防止の応急処置をする。 A.工機・ラック・設備、漏洩防止一油、ガス等の漏洩防止 B.立入禁止ロープ張り C.消火活動一小型消火器、泡、水消火器 D.消防活動一土壌後、氷質が融け防止処置、ガス測定</p>	<p>1.家にいるとき テーブルの下に身を伏せ、身の安全を確保する。火を避けて立つ時は、一旦火の端を止める。</p> <p>2.車を走っているとき 駐車場やオフィス街では、看板や窓枠の落下が心配なので、カーブ等を避け、安全な場所を見きわめて避難する。住宅街では、横断歩道を渡る。</p> <p>3.地下街にいるとき 地下街では、壁や柱に身を寄せ、揺れがおさまるのを待つ。停車しても誘導灯が自動的につくため、騒いだりしないこと。(地下街では火災やエレベーターが最も危険)</p> <p>4.バス、電車で乗っているとき 吊り革、手すりをしっかり握り、乗務員の指示を待つ。あわてず車外に飛び出すのは、ケガのもとです。地下街は、万一停電しても避難者が行動して、非常灯がつかず。</p> <p>5.自動車を運転しているとき ハンドルをしっかり握り、徐々に速度を落とし、道路左側に停車する。避難する時は、必ず徒歩で車を走らせたままにする。揺れがおさまったら、ラジオで地震情報を聞く。</p> <p>6.エレベーターや高層ビルにいるとき 揺れが激しくても、エレベーターロープが切れることはめったにない。すぐにインターホンを係員に連絡をとり、指示に従う。ドアをこじ開けたり天井から出るのは危険です。</p> <p>7.エレベーターに乗っているとき 揺れが激しくても、エレベーターロープが切れることはめったにない。すぐにインターホンを係員に連絡をとり、指示に従う。ドアをこじ開けたり天井から出るのは危険です。</p> <p>8.神社やお寺にいるとき 鳥居、灯籠、石燈、石塔の近くは危険であるため、すぐに離れたこと。社内の屋根は大変重いため近づかないこと。</p> <p>9.車の近くにいるとき 車から早く離れるようにすること。車では地震や崖崩れが発生する恐れがあるため、地面の動きを見きわめて移動すること。</p> <p>10.連絡手段がないとき 救助を待つ。(救護隊と連絡が取れるよう工夫する。)</p>

事業継続計画(BCP)の取り組み

BCP緊急対応計画策定(完/未完)

2016年度目標 **完** ⇒ 実績 **完**

防災訓練・安否確認訓練実施回数

2016年度目標 年 **2**回以上 ⇒ 実績 **2**回

■ 大規模地震への対応

関西ティーイーケイ(株)では、従来から大規模地震を重要リスクのひとつとして位置付け、全社員に連絡・避難方法、緊急時

■ 新型インフルエンザへの対応

新型インフルエンザ対策については、強毒性および弱毒性に対応した「東レグループ新型インフルエンザ対策計画」が2015年6月に改定されました。

関西ティーイーケイ(株)の各事業場(所)は、東レ(株)の事業場・工場の場合内あるいは隣接しており、基本的には同社の当該事業場・工場の対策計画に沿った対応となるが、国内で人から人への感染が発生した場合の危機管理体制や感染防止対策など、当社として必要な対策計画を策定し、「関西ティーイーケイ(株)新型インフルエンザ対策計画(新型インフルBCP)」として運用を開始しています。